回覧

令和６年度　有田市住宅耐震改修事業のご案内

来るべき大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。
是非この機会にご活用ください！

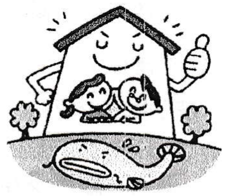

まずは耐震診断してみませんか？

○住宅の耐震診断

《 木造住宅耐震診断 》　市から委託した耐震診断士が無料で診断します。

《 非木造住宅耐震診断 》　耐震診断に要する費用の一部を補助します。

対象面積が拡充されています

	補助額の内容	補助対象の条件			
木造住宅	**個人負担なし**	平成12年5月31日以前に着工	在来軸組構法 伝統的構法	併用住宅の場合、延べ床面積の1/2以上が居住用	地上階数が2以下かつ延べ面積が**400㎡**以下
非木造住宅	**診断費用の2/3 （限度額） 89,000円**	昭和56年5月31日以前に着工	―		

★耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の補助事業が活用できます。

安心して暮らせるように

○耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施（現地建替え含む）

住宅耐震化に係る設計と改修工事を一体的に支援する総合支援メニューを実施しています。

補助額の内容		（耐震診断を受けていること）
住宅	**（限度額） 1,166,000円**	【①】耐震改修工事に要する経費の2/5 （限度額:500,000円） 【②】耐震改修工事に要する経費の3/5＋設計費 （限度額:666,000円） 【①】＋【②】＝　合計最大で1,166,000円

【補助例】 耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

・設計**20万円**＋改修**100万円**の場合（合計**120万円**）
【①】100万円×2/5＝40万円
【②】100万円×3/5＋20万円＝80万円 ⇨ 限度額66万6千円
【①】40万円　＋【②】66万6千円　＝　106.6万円

設計＋改修

国40万円 ＋ 県33.3万円 ＋ 市33.3万円

0　個人負担額 **13.4万円**　補助金 **106.6万円**　120（万円）

補助率 約88.8%

耐震改修工事により行う「現地建替え工事」について、新たに要件が追加されています。

・土砂災害特別警戒区域内における新たな住宅を建築する工事は対象外
・省エネ基準に適合すること

「代理受領制度」が利用できます

「代理受領制度」とは、補助対象事業の申請者から委任を受けた耐震改修工事（設計費用及び建替え除く）の施工業者が補助対象事業の申請者に代わって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。詳しくは、裏面連絡先へお問い合わせください。

裏面へつづく

○耐震ベッド・耐震シェルター

地震による住宅の倒壊から、最低限『命』だけは守るために耐震改修工事より安価で、安全な空間を確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件	
木造住宅	**購入・設置費用の2/3（限度額）266,000円**	耐震診断を受けていること	・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 ・木造住宅の１階に設置 ※予算の額を超える場合、高齢者（65歳以上）又は障害者が居住する住宅を優先します。

※耐震ベッド・耐震シェルターは和歌山県が認定した製品に限ります。また、本体以外のもので対象にならないものもあります。詳しくは、下記連絡先へお問い合わせください。

補助メニュー	**募集件数**
木造住宅耐震診断	**15 件程度**
非木造住宅耐震診断	**1 件**
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	**5 件**
耐震ベッド・耐震シェルター	**1 件**

※申請受付は先着順とします。また、補助金は予算の範囲内となります。
※募集件数は、申し込み状況により増減する場合があります。

■申請受付期間　：**4月１５日～１２月２７日【土曜日・日曜日・祝日は除く】**

※ 耐震ﾍﾞｯﾄﾞ・耐震ｼｪﾙﾀｰ：高齢者・障害者が居住する住宅の優先受付は5月２４日（金曜日）まで
※ 有田市住宅リフォーム工事費補助金を併用する場合の優先受付は5月２４日（金曜日）まで
※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施及び耐震ベッド・耐震シェルター、非木造住宅耐震診断を申請される場合は、申請時に補助金交付申請書へ添付していただく書類が必要となります。
添付書類につきましては、下記連絡先へお問い合わせください。

補助対象者	①当該住宅を所有又は居住もしくは居住する予定の方
	②市税の滞納がない方
	※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施を行おうとする方は、過去に本要綱による耐震補強設計を行うための補助金の交付を受けていないこと。

（ご注意）
本補助事業は、補助金の交付決定前に着手（業者との契約を含む）した場合は補助対象外となります。また補助金の支払いには、まずは申請者から業者への支払いをしていただく必要があり、工事完了報告書類として、請求書、領収書などの写しを提出していただきます。工事完了報告は、令和７年２月２８日（金曜日）までにご提出ください。

【連絡先・申請受付場所】
有田市役所　経済建設部　都市整備課　公共建築係（市役所３階）
TEL:0737-22-3619（直通）

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！
https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001032.html

令和６年度

回覧

有田市ブロック塀等撤去補助事業のご案内

有田市では、地震等による道路等に面するブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び道路等の寸断を防ぐことを目的とし、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度を実施します。

補助金上限 20 万円

補助対象となるブロック塀等　▼以下①～③すべてを満たすもの

① 有田市内にあるコンクリートブロック造、レンガ造、石造その他組積造による塀及び門柱。
② 市担当者による現地調査の結果、危険と判断されたブロック塀等であること。
③ 道路等※に面しており、道路面から高さ 60 センチメートル以上で、延長２メートル以上であること。
※道路等…市民等が避難する際に利用する道路及び道。

たとえば…

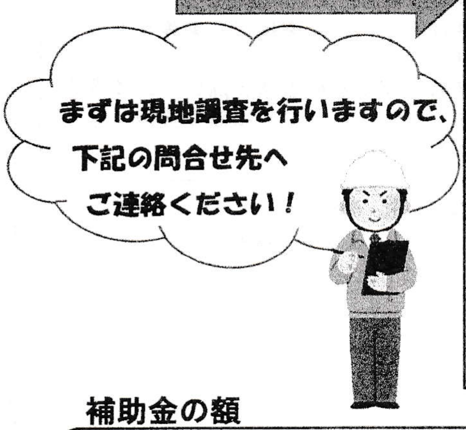

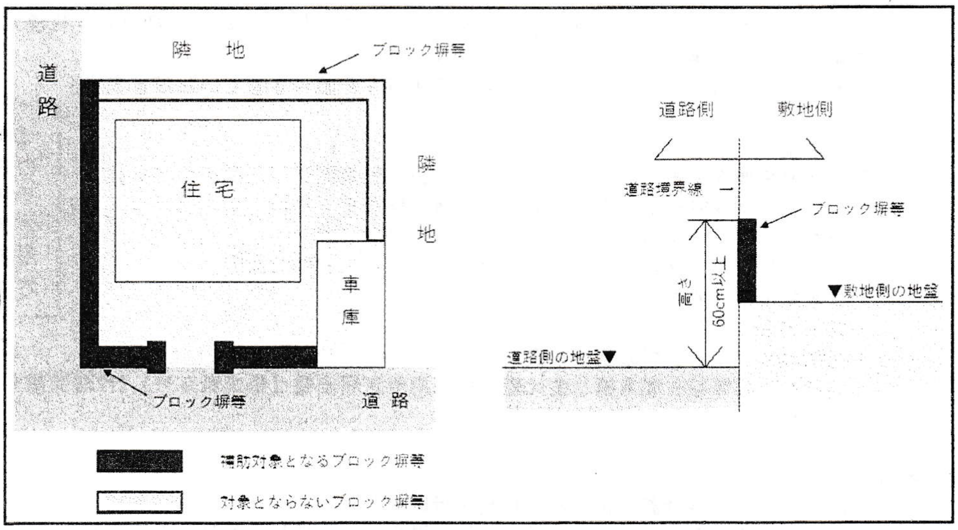

補助金の額

撤去工事費（基礎の撤去及びその処分並びに整地に係る費用を含む）と市が定める標準工事費※のいずれか少ない額とし、**上限を 20 万円**とします。
※標準工事費…撤去するブロック塀等の面積１平方メートルにつき 12,000 円を乗じて得た額。

補助対象者

① ブロック塀等の所有者又は左記の者より撤去についての同意を得た方。
② 市税等の滞納がないこと。
③ 暴力団及び暴力団員等でない方。など

法人所有も対象となりました。
所有者から同意を得た自治会等も申請できます。

その他の要件

① 対象となるブロック塀等を撤去し、撤去後新たにブロック塀等を設置しないこと。
② 有田市内において建設業等を営む個人事業主又は法人との契約により行うこと。
※補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助金が交付されません。
③ 国、県又は市の公共用地取得に伴う損失補填を受けていないこと。
④ 過去に同補助金や空き家の除却にかかる補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。など

申請期間等

・令和６年４月１５日（月曜日）～令和６年１２月２７日（金曜日）
・令和７年２月２８日（金曜日）までに工事完了報告書を提出すること。
※補助金交付申請書の受付順となります。
※補助金は予算の範囲内となります。

現地調査依頼や相談は
随時受け付けております！

・補助金の交付に関する手順については裏面をご確認ください。

問合せ先
有田市役所　経済建設部
都市整備課　公共建築係（市役所３階）
電話 0737-22-3619（直通）

回覧

★補助金交付までの流れ★

①現地調査依頼	②現地調査	③補助金の申請	④審査	⑤補助金の決定	⑥工事契約・着手	⑦撤去工事完了	⑧完了報告	⑨審査・確認	⑩補助金の確定	⑪補助金の請求	⑫補助金の交付

① 現地調査依頼

補助金の交付対象かどうかの現地調査が必要となりますので、まずはご連絡もしくはご来庁ください。
その際、確認事項の聞き取りをさせていただき、現地調査の日程等を確認させていただきます。

② 現地調査

・ブロック塀等が補助金の対象となるかを確認させていただきます。（要立合・代理人可）
・対象とならない場合は、手続き終了となります。
・対象となった場合は、その場で交付申請用紙等をお渡しさせていただきます。

③ 補助金の申請

下記の必要書類をそろえていただき、市役所都市整備課までご提出ください。

・ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書【様式第１号】
・補助対象ブロック塀等が存する敷地の付近見取り図
・補助対象ブロック塀等の寸法及び面積を明示した敷地配置図
・工事見積書（要内訳の記載）の写し
・施工業者要件証明書
・補助対象ブロック塀の現況写真
・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用予定届出書【様式第９号】（代理受領を利用しようとする場合）
・その他

『代理受領』とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。
申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

④ 審査

・提出いただいた申請書等をもとに審査を行います。
・書類不備等や、不適当であると認められた場合には、補助金が交付されません。

⑤ 補助金の決定

審査により、適当であると認められた方には、決定通知書を送付します。

⑥ 工事契約・着手

・決定通知が届いた方は、撤去工事の契約・着手をしてください。
・**補助金交付決定前に、契約や工事を行っていた場合には、補助金が交付されませんのでご留意ください。**

⑦ 撤去工事完了

撤去工事完了後、完了報告書提出の準備をお願いいたします。

⑧ 工事完了報告（**工事完了の日から 30 日以内にご提出をお願いします**）　**気を付けてください！！**

下記提出書類を工事完了後すみやかにご提出ください。

・ブロック塀等撤去事業補助金完了報告書【様式第６号】
・撤去工事中及び完了後の写真
・工事契約書（契約を締結していない場合は注文書及び請書）
・内訳が記載された請求書の写し及び領収書の写し（代理受領を利用する場合は、実施内訳書）
・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用届出書【様式第 12 号】（代理受領を利用する場合）

⑨ 審査・確認

提出いただいた書類等を審査させていただき、現地確認を行います。

⑩ 補助金の確定

審査の結果、適当であると認められる方に補助金確定通知書を送付します。

⑪ 補助金の請求

・補助金の確定通知書が届いた方は、ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書【様式８号】を提出してください。
・代理受領を利用される方は、ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用委任状【様式 13 号】により、工事施工者に補助金の請求を委任し、委任を受けた工事施工者が交付請求書【様式８号】を提出してください。

⑫ 補助金の交付

請求書の提出から、１ヶ月程度で、指定の口座へお振込みをさせていただきます。

回覧

令和６年度
不良空家等除却補助事業のご案内

有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…
★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている …　　など
～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

補助金 上限80万円

■ 申請受付期間 ： **令和６年５月７日（火）から**
令和6年12月27日（金）まで【土日祝は除く】
■ 申請受付場所 ： **有田市役所３階 都市整備課 公共建築係**
■ 募集予定棟数 ： **５０棟 程度**
※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

１．補助の対象となる空き家

① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
② 専用住宅、併用住宅（２分の１以上が居住の用に供されていたもの）、長屋、アパート
③ 個人が所有する空き家
④ 空き家の不良度の測定基準の評点が６０以上（市担当者の現地調査による）　など…

２．補助金の額

●国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に１０分の８を乗じた額で８０万円が限度　※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

３．補助対象者（申請者）

●空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
●市税の滞納がないこと　　など…

４．補助対象工事

●建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者が請負う工事
●補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること　　など…
※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

５．固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で５年度分受けられる場合があります。

６．補助金の代理受領制度

代理受領とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。
空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受付けしていますのでお気軽にご連絡ください！

まずは、現地調査から！

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！
https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html

有田市役所 都市整備課 公共建築係（市役所3階）
電話：0737-22-3619（直通）

回覧

◇ 補助金交付申請等の流れ ◇

申請者 → **有田市**

1.空き家現地調査依頼
→ **空き家現地調査**（要立会・代理人可）

- 不良度の評点が６０未満… → □ 除却補助金対象外（終了）
- 不良度の評点が６０以上… → 2.へ

2.認定申請
→ **書類確認・内容審査**

【提出書類】
- ●空家認定申請書【様式第1号】
- ●認定を受けようとする建築物の付近見取図
- ●所有者を特定できる書類
  - ・登記事項証明書（建物・土地・公図）
  - （登記が無い場合）固定資産課税台帳登録事項証明書（評価証明書）
  - ・（必要に応じ）戸籍謄本、住民票、抵当権利者の同意など
- ●その他

書類不備等により認められない…
★不認定通知書

審査の結果不良空家等に認定できる…
★認定通知書

3.空家除却補助金交付申請
→ **書類確認・内容審査**

【提出書類】
- ●空家除却補助金交付申請書【様式第4号】
- ●除却工事実施計画書【様式第5号】
- ●工事見積書（明細）の写し
- ●解体業者の建設業許可証又は解体工事業登録の届出の写し
  建設業：土木工事業、建築工事業、解体工事業
- ●補助対象空家の配置図・平面図
- ●補助対象空家の外観写真
- ●確約書【様式第6号】
- ●除却工事施工同意書【様式第7号】（所有者の同意書）
- ●不良空家等認定通知書の写し
- ●証明書（空き家の期間を証明する者は自治会長又は近隣）
- ●空家除却補助金代理受領利用予定届出書【様式第17号の2】（代理受領を利用する場合）
- ●その他

書類不備等により申請が認められない…
★補助金不交付決定通知書

申請内容を確認し適正と認めた…
★補助金交付決定通知書

工事契約・工事着手
※工事着手前に『建築物除却届』、『建設リサイクル法の届出』の手続きを済ませておくこと

除却工事完了

4.工事完了報告・交付請求
→ **書類確認・内容審査・現地確認**

【提出書類】（工事完了報告書の提出：令和7年2月28日まで）
- ●空家除却補助金工事完了報告書【様式第14号】
- ●工事請負契約書の写し
- ●請求書及び明細書の写し、領収書の写し
- ●工事状況写真（着工前・解体工事中・撤去後）
- ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１０条第１項の規定による届出の写し
- ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第１項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し
- ●工事完了証明書【様式第15号】
- ●除却補助金交付請求書【様式第17号】
- ●空家除却補助金代理受領利用届出書【様式第17号の5】
- ●空家補助金代理受領利用委任状【様式第17号の6】
  （代理受領を利用する場合）
- ●その他

書類確認・審査・現地確認完了後…
★補助金確定通知書

（約1カ月後）

指定口座にお振込み